

品川区立荏原平塚総合区民会館指定管理者の指定について

1. 管理対象施設

(1)名 称

品川区立荏原平塚総合区民会館

(2)所在地

品川区荏原四丁目5番28号

2. 指定管理者候補

公益財団法人品川文化振興事業団

3. 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日（5年間）

4. 指定管理者候補の選定方法

「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」により、指定管理者候補者の選定にあたっては、簡易型プロポーザル方式（公募型）とした。

5. 指定管理者候補選定までの経緯

(1)公募について

ア 公募期間：平成29年6月26日から7月10日まで

イ 公募方法：品川区ホームページによる募集

ウ 応募事業者(2事業者)

①公益財団法人品川文化振興事業団

②荏原平塚コミュニティグループ（3社による共同事業体）

(2)指定管理候補者選定について

ア 審査会：ヒアリングと質疑に基づく審査

実施日：平成29年9月7日

審査委員：①文化観光課長(委員長)、②公園課長、③防災課計画係長、④スポーツ推進課地域スポーツ推進係長、⑤文化観光課文化振興係長

イ 選定委員会：指定管理者候補の選定

実施日：平成29年9月13日

選定委員：①文化スポーツ振興部長(委員長)、②企画調整課長、③スポーツ推進課長、④保育課長、⑤文化観光課長

6. 選定基準

- (1)利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上を図るものであること。
- (2)施設の適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3)会館の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。
- (4)区民の文化の振興およびスポーツ活動の促進、コミュニティ活動の振興などに寄与する仕組みを有するものであること。
- (5)その他、区の施策を理解し、支援および協力する施設運営方針を有するものであること。

7. 指定管理者候補として選定した理由

- (1)指定管理業務における施設維持管理については、荏原平塚コミュニティグループの方が僅差ながら安定的な運営を期待できるが、文化の振興およびスポーツ活動の促進に関する指定事業については文化振興事業団の方が効果的な提案があり、区民や関係団体との協力のもと、地域に根差した質の高い事業展開を行うことができると考えられる。また新しい施設ということもあり、建物の維持管理能力よりも事業の有効性を重要視した。
- (2)3社の共同体である荏原平塚コミュニティグループは、提案上は構成企業間の連携を図り安定的に運営できると思われるが、1団体で全てを運営する文化振興事業団と比較すると安定的とはいえないと考えられる。
- (3)審査委員会では総合点として文化振興事業団が高評価で、審査員ごとの配点としても5名中4名が文化振興事業団を高評価としている。

8. 今後のスケジュール

平成29年第4回区議会定例会において、指定管理者の指定議決後、指定通知書を送付し、運営管理に関する協議を行い協定書を締結する。